

福岡市公報

令和 8 年 3 月 19 日 第 7220 号 (別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則の一部改正 (第13号)	1
○福岡市区長事務委任規則の一部改正 (第14号)	1
○福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正 (第15号)	2
○福岡市消防職員委員会に関する規則の一部改正 (第16号)	2
教育委員会	
○福岡市学校運営協議会規則の一部改正 (規則第 3 号)	3
○福岡市教育委員会の標準的な職を定める規程の一部改正 (訓令第 3 号)	3
○福岡市教育委員会職員記章規程の一部改正 (訓令第 4 号)	3

規 則

福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第13号

福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則の一部を改正する規則
福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則 (平成13年福岡市規則第88号)
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号イ中「500万円」を「700万円」に改め、同条第 2 号ウ中「50万円」を「70万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市区長事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第14号

福岡市区長事務委任規則の一部を改正する規則

福岡市区長事務委任規則（昭和47年福岡市規則第62号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中第71号を第72号とし、第34号から第70号までを 1 号ずつ繰り下げ、第33号の次に次の 1 号を加える。

- (34) 健康増進法（平成14年法律第103号）第10条第 3 項の規定による国民健康・栄養調査の執行に関すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第15号

福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年福岡市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年福岡市条例第 6 号）第 3 条第 2 号に規定する場合（任命権者が定める健康診査を受診する場合に限る。）

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第16号

福岡市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

福岡市消防職員委員会に関する規則（平成 8 年福岡市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催する」を「1 回以上開催する」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会

福岡市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月19日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第3号

福岡市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

福岡市学校運営協議会規則（令和6年福岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関する事。

第4条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第10条第1項中「2年」を「任命された日から当該日の属する年度の末日まで」に改め、同項ただし書を削る。

第15条中「教育委員会」の次に「又は対象学校」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市教育委員会訓令第3号

福岡市教育委員会の標準的な職を定める規程（平成28年福岡市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月19日

福岡市教育委員会

第2条の表3の部(4)の項中「栄養教諭」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員及び任用の期限を付さない者に限る。）」を加え、同部(5)の項中「養護助教諭」の次に「、栄養教諭（定年前再任用短時間勤務職員及び任用の期限を付さない者を除く。）」を加える。

福岡市教育委員会訓令第4号

福岡市教育委員会職員記章規程（平成29年福岡市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月19日

福岡市教育委員会

第1条中「養護助教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

